令和6年度

入学のしおり

教育目標

よく考える子 元 気 な 子 助け合う子



町田市立つくし野小学校

〒194-0001

東京都:町田市つくし野2-21-11 電話042-795-3295

町田市立つくし野小学校 校 長 山中 朗

新一年生の保護者の皆様、この4月に本校への入学、おめでとうございます。今日まで 手塩にかけて大切に育てられたお子様の成長を、心からお祝い申し上げますとともに、そ の喜びもさぞかし大きいものとご推察いたします。

本校は昭和47年に開校し、今年度で創立52周年を数えます。現在は各学年2クラス、12学級あります。敷地は高台にあり児童数に対して比較的ゆったりとしていて自然環境に恵まれた学校です。また、本校は「よく考える子」「元気な子」「助け合う子」という3つの教育目標を掲げており、「みんなで育つ みんなが伸びる つくし野の子」を合言葉に6年間の教育活動を通して、子供たちを育てて参ります。

お子様のご入学に当たり、保護者の皆様にお願いしたいことを、以下の3点に絞ってお 伝えします。

一つ目は、学校生活についてです。小学校ではたくさんの子どもたちと一緒に生活します。また、一日の生活は学校の時程に合わせて進んでいきます。集団生活の場では一人一人が勝手なことをしていたら成り立ちません。学校の決まりやルールを守って生活することが大切です。お子様に皆さんの経験も合わせて、保育園・幼稚園と小学校との生活の違いを伝えていただけたら幸いです。

二つ目は、生活習慣についてです。たくさんの子どもたちと過ごす学校生活の中で、自分の意思や考えを教職員や友達に伝える場面が毎日のようにあります。挨拶や返事がはっきり言えるといいでね。「私は〇〇です」と自分の思いを言えるといいですね。また、学校生活の中ではトイレに言ったり給食を食べたりします。トイレの使い方や手洗い、食事など必要な習慣が付いているといいです。入学前にお子様の様子を見ながら確かめてください。

三つ目は、健康管理のことです。入学後しばらくは、慣れない学校生活のために、かなり緊張し疲れていると考えられます。学校から帰ってきたら時間を作って、お子様と学校であった話をしてください。お子様の緊張もほぐれていくでしょう。また、11月に行った就学時健康診断時に指摘された疾病などは、入学前に治療しておくようにお願いします。結びになりますが、教育は学校だけでできるものではありません。お子様が健やかに育つよう、連携を密にとり、力を合わせていきましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

一入学を前にして―

小学校への入学は、人生にとって一つの出発です。今までとは違った世界に入り、中には、新しい学校生活に初めは戸惑う子もいますが、やがてのびのびと行動したり思ったことを話したりするようになります。新しい生活を始めるまでに心の準備をさせ、必要な用具を整え、安心して元気に入学できるようにしましょう。

1. 入学までの準備・心がけ

(1) 基本的な生活習慣

- ○挨拶ができるようにしましょう。
- ○洗顔・歯みがき・手洗い・うがいの習慣をつけておきましょう。
- ○歯みがきチェックや仕上げ磨きを、保護者の方が必ず実施しましょう。
- ○耳あかはためないようにしましょう。
- ○爪は伸びすぎないよう切りましょう。
- ○夜は9時位までに寝かせましょう。起床、就寝の時刻を一定にしましょう。
- ○朝食は必ずとり、朝食後の排便の習慣をつけるようにしましょう。
- ○トイレ使用後の後始末を自分でできるようにさせましょう。
- ○衣服の着がえ、傘の開閉、持ち物の扱いなど、自分一人でできるようにしましょう。
- ○名札を安全ピンで留めたり外したりできるようにしましょう。
- ○ひもで蝶々結びができるようにしましょう。

(2) 学習の準備

- ○自分の名前がはっきり言えるようにしましょう。
- ○先生や友達の話を静かに聞く態度を身につけましょう。
- ○自分の名前は、ひらがなで読み書きできるようにしましょう。
- ○困ったことや必要なことがあったら、先生に言えるようにしましょう。
- ○名前を呼ばれたら、「はい。」と返事ができるようにしましょう。

2. 学校生活

(1)登校時間

午前8:15~8:20の間に教室に着くよう登校しましょう。

(2) 学校での過ごし方

- ○一日の生活時間や時間割に沿って行動しましょう。
- ○学校の決まりやルール (つくし野スタンダード)を守って生活しましょう。
- ○毎朝、家で検温と体調の確認をお願いします。

(3) 持ち物

- ○ハンカチ、ティッシュをいつも身につけておきましょう。
- ○ランドセルを、「背負う」、「おろす」、「片付ける」ことができるようにしましょう。
- ○上履き・体育着は週末に持ち帰って洗い、週の始めに持ってきましょう。
- ○登下校時、外出時は防犯ブザーを携帯しましょう。 (防犯ブザーは町田市から支給されます。)

(4) 給食(1年生は4月11日(木)から始まります。)

- ○好き嫌い無く何でも食べられるようにしましょう。
- ○はしを正しくもち、食事のマナーを身につけましょう。
- ○給食を食べる時間は、20分位です。

3. 学用品の準備

(1) 入学式当日配布されるもの

- 教科書(国語・書写・生活・算数・音楽・図工・道徳)
- ・名札……八学式当日、受付でつけます。
- ・交通安全ワッペン
- 防犯ブザー

※ノートについては、入学後担任から連絡があります。一括購入をする可能性もあります。

一括購入(入学式の日にお渡しします。記名をお願いします。)

・道具箱 ・粘土 (ケース入り) ・クーピー ・クレヨン ・連絡袋 ・連絡帳 ・のり ・名札

(2) ご家庭で用意していただくもの(すべてに必ずひらがなで記名してください。)



その他の持ち物、衣服にはすべて学年・組・名前をご記入ください。

プール指導前 (6月頃) に学校か ら配られます。

4. 登下校について

(1) 通学路を通り、登校・下校する

- ○通学路は、入学前にお子さんと一緒に何度か歩いて覚えさせましょう。
- ○通学路の道順・所要時間を調べましょう。

通学路を決めるにあたって

- ・家から学校までの距離はどうか。
- ・安全に歩くことのできる歩道はあるか。
- ・見通しがよく、人通りは多いか。
- ・同じ方向に帰る友達がいるか。

(2) 交通事故から子供を守る

- ○通学路で危険なところはどこか、とび出し注意など、事前に確認しておきましょう。
- ○右側通行や正しい道路横断ができるようにしましょう。
- ○危険箇所の横断歩道で、セーフティボランティアの方が見守ってくれています。しっかり指示を聞 き、挨拶をするようにしましょう。

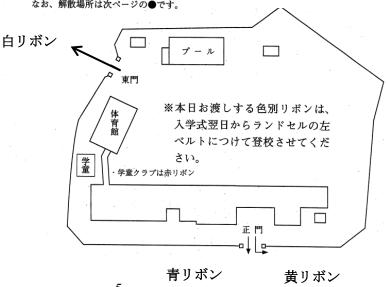
(3) 不審者から子供を守る

- ○知らない人に声をかけられてもついていかないよう話しておきましょう。
- ○通学路の「子供110番の家」を確認しておきましょう。

5. 入学後のなかよし下校について

入学後の4日間程度、担任の指導のもとで集団下校をします。その際、通学に使用する門に合わ せて、次のような色別リボンをつけます。

お子さんが、どの通学路を通り、どちらの門を利用するか確認しておき、1人で登下校できるよ なお、解散場所は次ページの●です。 うにしてください。



通学路地図(配布資料をご参照ください。)

6. 毎月(年間)かかる教育費等(予定)

○給食費

学校給食費は、市が徴収いたします。詳しくは、市からご家庭に送付されますお便りをご覧ください。ご不明点等ございましたら、保健給食課の方へ直接お問い合わせをお願いいたします。

○教材費

学年で共同購入するもの、遠足等の費用などは、<u>2023年度から公会計化に伴い、市が徴収いたします</u>。市から直接、年に2回又は3回に分けて保護者様に「納入通知書」が送付されますので、納期限内のお支払いをお願いします。

※詳しくは別紙、町田市の教育総務課よりご家庭に送付されております「学校教材費のご案内」を ご覧ください。ご不明点等ございましたら、直接総務課の方へお問い合わせをお願いいたします。

主要な年間負担額、スケジュール (2023 年度実績のため、2024 年度負担額の目安としてください。)

(単位:円)

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
学年	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額
1年生											公会計対象	9,680
											教材等	
	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額	内容	金額
							公会計対象	0.705			公会計対象	600
							教材等	2,785			教材等	600

※公会計対象教材等:教材、日帰り校外学習、ホール使用料、調理実習などの費用

※上記費用のほか、各家庭の状況により購入するものとして、絵具セット、鍵盤ハーモニカがあります。

○PTA会費(年間) 2, 100円(保険料200円込)

【お問い合わせ先】

○学校給食費について

保健給食課(給食費公会計担当) TEL:042-724-2177

○学校教材費について

教育総務課(教材費等公会計担当)TEL:042-724-2173

7. その他

- ○学童保育を希望される方は、町田市子供生活部児童青少年課(TEL724-2182)へ申し込んでください。
- ○教育費についての経済的な支援として、就学援助の制度があります。資料を配りますので、必要 な方は申請してください。
- ○担任への授業中の電話連絡は、緊急時以外はご遠慮ください。
- ○欠席など学校への連絡は、「tetoru (テトル)」または連絡帳でお願いします。※
- ○遅刻や早退をする場合は、必ず保護者の方が<u>教室まで</u>送り迎えをお願いします。<u>体調不良以外で</u> <u>の遅刻・早退の場合も</u>、児童の安全確保のため、教室までお越しいただく必要があります。
- ○忘れ物を取りに家に戻ることはできません。
- ○落とし物は2階の廊下に展示しています。
- ※欠席連絡や学校からの一斉メールなどを行うシステムとして、町田市では「tetoru(テトル)」を 導入しております。(令和5年度末より試験的に導入、令和6年度から開始。)

<u>入学式当日に手続き方法および個人アカウントを記載した通知をお渡しします。</u>急な変更や不審者情報などの連絡手段になりますので、**早めに設定をお願いいたします**。

※連絡方法に関しましては、感染状況によって変更する場合がございます。



お子さんが学校生活の様子を話すときには、目を見てうなずきながら、じっくり聞いてあげる ことが大切です。この時期は、自分本位な言動になりがちです。言動に振り回されず、保護 者として冷静に対応してください。

また、学校生活をより充実したものにするためには学校と家庭との連携が必要であり、学校(担任)や周囲の人々の声に耳を傾けて協力していくことが大切です。入学後しばらくは保護者の方の援助が必要となりますが、次第にお子さんが自分の力でやっていけるようにするために、見守っていきましょう。



8. 体調が悪いとき、学校でけがをしたときは

(1) 体調が悪いとき

学校は、集団生活をする場です。発熱等いつもと違う様子や、感染症または疑いがある 時は休ませてください。



登校後、体調が悪くなった場合は、お子さんの状態によって、発熱しているかどうかに限らず、 お迎えをお願いすることがあります。緊急時の連絡先を変更した場合は、必ずお知らせください。

学校感染症について

お子さんが学校において予防すべき感染症にかかった場合、感染の恐れがなくなるまで登校できません。その場合、出席停止となり欠席にはなりません。

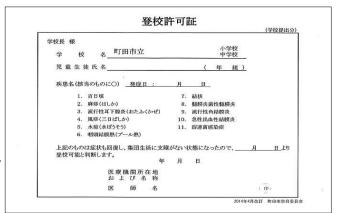
町田市立小中学校では、学校保健安全法施行規則に定める感染症のうち、下記11疾病について「登校許可証」(医師による治癒証明)の提出をお願いしています。医療機関から発行を受け、登校する際に学校へ提出してください。

「登校許可証」の提出が必要な

11疾病

- 百日咳
- 麻疹(はしか)
- ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ・風しん (三日ばしか)
- ・水痘(水ぼうそう)
- ・咽頭結膜熱 (プール熱)
- 結核
- 髄膜炎菌性髄膜炎
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- 溶連菌感染症





この用紙は、学校にあります。(複写式) 担任または養護教諭から受け取り、病院で発行し てもらいます。

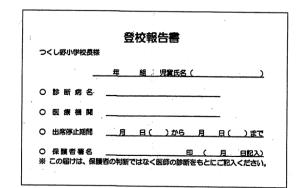
上記に含まれない感染症(インフルエンザや感染性胃腸炎など)は、こちらの用紙を使用します。

上記11疾病に含まれない感染症

- ・インフルエンザ
- ・ 感染性胃腸炎 (ノロウイルスなど)
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・その他の感染症

つくし野小学校 HP から印刷または学校から用紙を受け取り、保護者の方が記入します。





疾病によって提出する用紙が異なります。いずれの用紙も**必ず医師から登校許可の診断を受け、 登校時に持参してください。**

(2) 学校でけがをしたとき

学校管理下で事故にあった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約により、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されることになっています。町田市が掛金を支払い、保護者の負担はなく、全員の加入手続きをしています。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

- ① 授業中
- ② 特別活動中(児童会活動・クラブ活動・儀式・学芸的行事・遠足・修学旅行など)
- ③ 課外指導中(移動教室・夏休み水泳指導・PTAとの共催行事など)
- 4 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合。寄り道や別途の方法、例えばいつも歩いて通 学するが、自転車等に乗って通学したような時は含まれません。)

【給付基準】

- 1. 災害の負傷、又は疾病についての医療費支給は初診から最長10年間行われます。
- 2. 初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上が給付の対象です。 (調剤報酬費や、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計も含む。)
- 3. 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。それを過ぎると時効に よって請求権がなくなります。
- 4. 医療費の支給範囲は、健康保険法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。保険外診療にあたる医療費、差額ベット代、文書料、交通費等は給付の対象となりません。

給付の対象とならない場合

- ①学校で起きた病気でも、家庭に原因のあるものは、給付対象とならないことがあります。
- ②交通事故等の第三者行為による場合は、原則として加害者が医療費全額を負担することになっていますので、給付対象となりません。
- ③学童保育中、まちとも参加中は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

死亡見舞金と障害見舞金は支給されますが、医療費は支給されません。生活保護法の適用を受けて おり医療扶助が受けられます。要保護世帯の場合は生活援護課に医療扶助の手続きをしてください。

観・子等の医療助成を受給している児童生徒の給付金

親 子 医療証をお持ちの児童が学校管理下で負傷、疾病にかかった場合、医療費総額が 5,000 円 (500 点)以上であれば健康保険の自己負担分は災害共済給付の対象となるので、親子の医療制度より災害共済給付制度のほうが優先となります。医療証を使用した場合は必ず学校にお伝えください。

手続きについて

担任または養護教諭から請求のための用紙を受け取り、医療機関で作成後、再度学校までご提出ください。請求手続き後、給付が決定するまで約3~4か月かかります。尚、請求の用紙は月毎に必要です。ご連絡ください。

(3) その他

入学までに、就学時健康診断で指摘された疾病を治したり、予防接種を受けたりしておきましょう。 (例:むし歯、麻しん風しん混合〈MR〉 など)

^{令和6年度} 入学式

- 2. 式場 体育館
- 3. 持ち物
 - ①入学通知書
 - ②お子さんの上履きと上履き袋
 - ③ランドセル
 - ④ 保護者用の上履きと靴入れ袋
 - ⑤ 児童指導票
 - ⑥ ハンカチ・ティッシュ

※①入学通知書

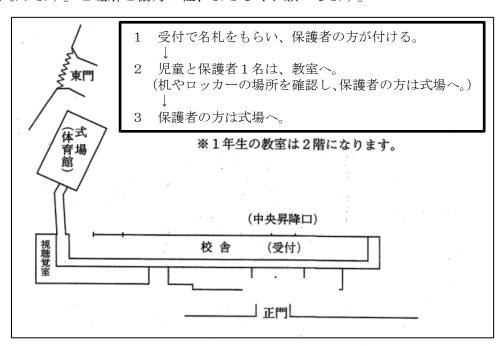
5児童指導票 は、

受付で回収しますので、必ずお持ちください。

※PTA からの書類も受付で回収します。

4. その他

記念撮影は、入学式後、体育館にて保護者と一緒に学級ごとで行います。その後、お子さんは校舎内に移動し、学級指導があります。尚、<u>入学式への参列および記念撮影は、一家庭につき保護者の方お二人まで</u>、入学式前・入学式後に<u>教室内に入れるのは一家庭につき保護者の方お一人</u>までとなります。ご理解ご協力の程、よろしくお願いします。



◎東門は安全上閉じています。正門へおまわりください。